

# 1号焼却炉

## 操業期間中の維持管理計画

産業廃棄物 処理施設の 維持管理に 関する計画 に係る事項	排ガスの性状、放流	排ガス	放流水
	水の水質等について	Sox(K 値) 1.38 以下	PH 5.8~8.6
周辺地域の生活環境 の保全のため達する こととした数値	NOx(ppm) 200 以下	BOD(mg/l) 12 以下	SS(mg/l) 50 以下
	煤塵(g/Nm <sup>3</sup> ) 0.032 以下	塩化水素(mg/Nm <sup>3</sup> ) 150 以下	大腸菌群数(個/cm <sup>3</sup> ) 3000 以下
排ガスの性状及び放 流水の水質の測定頻 度に関する事項	排ガス 焼却炉運転時(1回/6ヶ月)	放流水 1回/月以上	

その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

(産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準)

第十二条の六 法第十五条の二の二の規定による産業廃棄物処理施設のすべてに共通する維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

	基 準	管理方法
一	受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	目視点検または分析を行い、処理可能な産業廃棄物であることを確認します。また、汚泥(ペーパースラッジ)はコンベアの計量器、紙くずおよび廃プラスチック類(スクリーン粕)はトラックスケールにより計量します。
二	施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	汚泥(ペーパースラッジ)は投入設備の計量器、紙くずおよび廃プラスチック類(スクリーン粕)はホイールローダーのバケット容積により計量し、処理能力を超えないように管理します。
三	産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	異常な事態が生じたときは直ちに当該施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物を回収、その他生活環境の保全上必要な措置を講じます。
四	施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	別紙様式の点検表を用いて、定期的に施設の点検および機能検査を行います。

	基 準	管理方法
五	産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	シート掛け、土嚢積み、消臭剤の散布等、必要に応じて措置を講じます。
六	蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	定期的に清掃し、清潔を保ちます。
七	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	定期的に点検を行い、異常が発見された場合は速やかに必要な措置を講じます。
八	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	排水は工場内に設けられた加圧浮上・活性汚泥・凝集沈殿処理設備により処理します。また、放流水は定期的に水質検査を行い、問題ないことを確認します。
九	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること。	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存します。

第十二条の七 法第十五条の二の二の規定による産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。（該当しない施設の基準は省略）

	基 準	管理方法
2	<p>(汚泥の脱水施設)</p> <p>令第七条第一号に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 脱水機の脱水機能の低下を防止するため、定期的にくろ布又は脱水機の洗浄を行うこと。</p> <p>二 汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>定期的に脱水機を洗浄し、脱水機能の低下を防止します。</p> <p>床び壁面 3 方向をコンクリート構造とし、地下への浸透を防止します</p>

	基 準	管理方法
5	(汚泥、廃プラスチック類の焼却施設) 令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設(次項に掲げるものを除く。)の維持管理上の基準は、第四条の五第一項第二号(同号ハ及びナからケまでを除く。)の規定の例によるほか、次のとおりとする。	
	一 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度(令第七条第十二号に掲げる施設にあつては、千百度)以上に保つこと。	廃棄物および燃料の混焼比率を調節し、燃焼室中の燃焼ガス温度を800℃以上に保ちます。
9	(廃プラスチック類の破碎施設) 令第七条第七号及び第八号の二に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。  一 破碎によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	必要に応じて散水を行い、周囲への飛散を防止します。

**第四条の五** 法第八条の三の規定によるごみ処理施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。(該当しない施設の基準は省略)

	基 準	管理方法
一	施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	施設へのごみの投入は、施設の処理能力を超えないようにします。
二	焼却施設(次号に掲げるものを除く。)にあつては、次のとおりとする。  ロ 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イの環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。	ロータリーバルブにより、外気と燃焼室を遮断した状態で定量ずつ連続的に投入します

	基 準	管理方法
	<p>ハ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上に保つこと。</p> <p>ニ 焼却灰の熱しやく減量が十パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあっては、この限りでない。</p> <p>ホ 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。</p> <p>ヘ 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。</p> <p>ト 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>チ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>リ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度(チのただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ヌ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。</p>	<p>廃棄物および燃料の混焼比率を調節し、燃焼室中の燃焼ガス温度を800℃以上に保ちます。</p> <p>焼却量および燃焼用空気の調節、A重油バーナーの使用等により、熱しやく減量が10%以下になるよう焼却します。</p> <p>A重油バーナーにより、炉温を速やかに上昇させます。</p> <p>A重油バーナーにより炉温を高温に保ち、産業廃棄物を燃やし尽くした後停止します。</p> <p>温度計により連続測定し、制御用コンピューターに自記記録して日報に出力します。</p> <p>空気予熱器および排ガス冷却塔により、燃焼ガス温度をおおむね摂氏200℃以下に冷却します。</p> <p>温度計により連続測定し、制御用コンピューターに自記記録して日報に出力します。</p> <p>冷却設備のスツブロー及び集塵装置のばいじん除去装置を定期的に運転し、たい積したばいじんを除去します。</p>

	基 準	管理方法
	<p>ル 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であつて、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録するものにあつては、この限りでない。</p> <p>ヲ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ワ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第二の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。</p> <p>カ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ヨ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p> <p>タ 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p>	<p>焼却量および燃焼用空気の調節、A 重油バーナーの使用等により、排ガス中の一酸化炭素濃度を 100ppm 以下にします。</p> <p>一酸化炭素濃度計により連続測定し、制御用コンピューターに自記記録して日報に出力します。</p> <p>排ガス中のダイオキシン類濃度は、0.08ng-TEQ/Nm<sup>3</sup> 以下となるように焼却します。</p> <p>ダイオキシン類濃度は毎年 1 回以上、ばい煙量・硫黄酸化物・ばいじん・窒素酸化物・塩化水素濃度は 6 ヶ月に 1 回以上測定し、記録します。</p> <p>バグフィルターへの消石灰投入を適切に管理し、排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにします。</p> <p>工場内にミスト点検板を配置し、定期的に点検を行います。異常が発見された場合は速やかに必要な措置を講じます。</p>

	基 準	管理方法
	<p>レ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第四条第一項第七号チのただし書の場合にあつては、この限りでない。</p> <p>フ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。</p>	<p>ばいじんは、ばいじん専用のフライアッシュビンに貯留します。</p> <p>消防法に基づき、消火器等の消火設備を備えます。また、定期的に巡回点検を行い、火災の発生を防止します。</p>